

建設業許可の概要（建設業法 昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）

平成 18 年 4 月

1 建設業とは（法第 2 条）

元請、下請その他どのような名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

2 建設業の許可を受ける義務（法第 3 条）

建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。ただし、軽微な建設工事のみを請け負う場合は許可は必要ありません。

* 軽微な建設工事：1 件の請負金額が 500 万円未満の建設工事（建築一式工事は 1,500 万円未満または延べ面積が 150 m² 未満の木造住宅工事）

3 建設工事の種類及び業種別の許可（法第 2 条、第 3 条）

建設工事の種類には、土木一式工事及び建築一式工事の 2 つの一式工事のほか、大工工事、左官工事など 26 の専門工事があり、合計 28 の種類に分かれています。

一式工事は他の 26 の専門工事と異なり、総合的な企画、指導及び調整のもとに土木工作物または建築物を建設する工事です。二つ以上の専門工事を組み合わせて施工する場合のほか、専門工事が組み合わされていない場合でも、工事の規模、複雑性からみて総合的な企画、指導及び調整を必要とし、個別の専門的な工事として施工することが困難であると認められるものも一式工事に含まれます。

区分	許可の業種						
一式工事	土木（土木一式）			建築（建築一式）			
専門工事	大工	左官	とび・土工（とび・土工・コンクリート）	石	屋根	電気	
	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	
	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁
	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設

4 許可の種類と有効期間（法第 3 条）、手数料

許可を行う行政庁は営業所の所在地によって区分されています。建設工事は、営業所の所在地に関わりなく、他の都道府県でも行うことができます。手数料は一般建設業、特定建設業別（5 許可の区分・基準参照）に必要となります。

区分	香川県知事許可	国土交通大臣許可	
知事・大臣の別	営業所を香川県内のみ に設ける場合	営業所を 2 以上の都道府県 に設ける場合	
許可の有効期間	5 年（5 年ごとに更新を受けなければならない）		
手数料 （一般・特定 別に必要）	新規	9 万円（県証紙）	1 5 万円（登録免許税）
	業種追加 または更新	5 万円（県証紙）	5 万円（収入印紙）

* 営業所：本店・支店または常時建設工事の請負契約を締結する事務所（請負契約の見積もり、入札、協議の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。建設業に関係のある事務所であっても特定の目的のために置かれる工事事務所、作業所、単なる事務の連絡のために置かれる事務所は該当しない。）

5 許可の区分・基準（法第 3 条、第 7 条、第 15 条）

許可は一般建設業と特定建設業に区分されています。特定建設業の許可は下請負人の保護などのために特別な義務が課せられます。

区分	一般建設業	特定建設業
施工できる工事の内容	右記以外	元請工事を 3,000 万円（建築のみ 4,500 万円）以上、下請施工する者

許可の基準	一般建設業	特定建設業
経営業務の管理責任者 〔法人:常勤の役員〕 〔個人:事業主〕	法人の場合は常勤の役員のうち1人に、個人の場合は事業主(または支配人)に、許可を受けようとする建設業に関し5年以上(許可を受けようとする建設業以外の建設業に関しては7年以上)の経営業務の管理責任者としての経験があること。 〔営業取引上、対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経営業務に関して総合的に管理した経験をいい、具体的には建設業を営んでいる法人の常勤の役員や支店長、個人の事業主としての経験をいう。〕	
専任技術者 (営業所に専任の技術者)	建設工事の施工に関する一定の資格(施工管理技士、建築士など)または経験を有する技術者	国土交通大臣が定める試験に合格した者(1級施工管理技士、1級建築士など)または指導監督の実務経験(一定金額以上の元請工事)を有する技術者、国土交通大臣の認定を受けた技術者(注)
誠実性	請負契約に関して不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。(役員等が暴力団の構成員でないこと。建築士法、宅建業等の免許取消し処分を受けていないことなど。)	
財産的基礎または金銭的信用	500万円以上の資金調達能力(預金残高証明書、取引金融機関の融資証明書など)	次の基準のすべてに適合すること。 a 欠損の額が資本金額の20%を超えていないこと、b 流動比率75%以上、c 資本金2,000万円以上かつ自己資本4,000万円以上
許可の欠格要件等	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請書またはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載がありまたは重要な記載が欠けている場合 建設業者としての適性を期待し得ない一定の要件に該当している場合 〔許可を受けようとする者が破産者で復権を得ないもの、建設業の許可を取り消され5年を経過しない者、禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わりまたはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者など〕 	

(注)指定建設業(土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園の7業種)の場合は、国土交通大臣が定める1級資格者でなければならない。

6 変更届(法第11条)

許可申請書の記載事項に変更があった場合の変更届(商号、営業所の所在地、資本金、役員、経営業務の管理責任者、専任技術者等)及び毎期の決算書類等を提出することが義務づけられます。

7 提出書類の閲覧(法第13条)

香川県知事許可業者及び県内に営業所(本店を含む)を設けている国土交通大臣許可業者の提出書類(許可申請書、役員等の変更届、決算書)は、土木監理課で公衆に閲覧しています。これは、建設工事の注文者、下請負人等に当該建設業者の施工能力、施工実績、経営内容等に関する情報を提供し、適切な選定の利便を図るために行われているものです。

8 申請書等の受付窓口

国土交通大臣許可は土木監理課、香川県知事許可は営業所の所在地を管轄する事務所へ提出してください。

名称	管轄	所在地	電話番号
香川県土木監理課	国土交通大臣許可	高松市番町4-1-10	087 832 3507
長尾土木事務所総務課	さぬき市、東かがわ市、三木町	さぬき市長尾東1538-1	0879 52 2585
高松土木事務所総務課	高松市、香川県	高松市多肥上町1251-1	087 889 8901
小豆総合事務所監理課	小豆郡	小豆郡土庄町淵崎甲2079-5	0879 62 1333
中讃土木事務所総務課	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡	坂出市江尻町1355	0877 46 3178
西讃土木事務所総務課	観音寺市、三豊市	観音寺市坂本町7-3-18	0875 25 1001

中讃土木事務所は、平成17年4月1日に坂出土木事務所と善通寺土木事務所を統合し設置した事務所です。

土木監理課建設業ホームページ <http://www.pref.kagawa.jp/dobokukanri/kensetsu/>